

北部地域の豪雨による被害を受けた皆様へ

災害復旧貸付等のご案内

今次災害により被害を受けたみなさまを対象とした貸付制度を取り扱っております。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

	生業資金:災害復旧貸付	農林漁業資金:農林セーフティネット貸付
ご利用いただける方	<p>今次災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1.災害により<u>直接被害を受けた方</u></p> <p>2.前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少や売掛金の固定化等、<u>間接的に被害が生じたと認められる方</u></p> <p>※原則として「り災証明書」を提出いただきます。発行までに時間を要する場合は、お近くの支店の窓口までお問い合わせください。</p>	<p>今次災害にかかる「<u>り災証明書</u>」が市町村長から発行され、かつ以下のいずれかに該当する方</p> <p>1.認定農業者の方</p> <p>2.林業経営改善計画の認定を受けている方</p> <p>3.漁業経営改善計画認定漁業者の方</p> <p>4.主業農林漁業者の方</p> <p>5.農林漁業経営開始後3年以内の方・集落営農組織等の方</p> <p>6.目標地図に位置づけられた方・継続的農地利用者の方</p> <p>7.前4に該当する家族農業経営における経営主以外の農地利用者の方※</p> <p>8.法人格を有しない任意団体※であって農業を営む方</p> <p>※一定の要件があります。窓口までお問い合わせください。</p>
資金の使いみち	<u>被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金</u>	<u>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金</u>
返済期間	運転：7年～最長10年 設備：10年～最長20年	15年以内

※ご融資の限度額や金利等、詳細な貸付条件については、お客様のご相談を伺いながらご説明させていただきます。

お問い合わせ先は次ページの<ご相談窓口>を参照ください。

